

地独評委第6号
平成27年8月21日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 清島 満

意 見 書

公立大学法人岐阜県立看護大学の剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額について、地方独立行政法人法第40条第5項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

平成27年7月31日付け看大第99号で法人から岐阜県知事に対して地方独立行政法人法第40条第3項の規定による申請があった剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額については、承認することが適当である。